

令和元年6月27日

定例裁判官会議検察審査会関係資料

目 次

第1表の1 新受・既済・未済人員数等

第1表の2 第2段階の審査（法第41条の2による審査）

第2表 罪名別新受人員数

第3表 起訴相当・不起訴不当事件の事後措置等

第1表の1 新受・既済・未済人員数等

東京第一～第六・立川検察審査会

府 名 度	年	受 理				既 濟						審 査 期 間 (受理の日から)					建 議 勧 告 件 数		
		旧 受 度	新 受			合 計	起 訴 相 當	不 起 訴 不 當	審 查 打 切 り	申 立 却 下	移 送	合 計	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	1 え 年 を も 超 る		
			申 立 て	職 權	移 送								1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	1 え 年 を も 超 る		
			申 立 て	職 權	移 送								1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	1 え 年 を も 超 る		
東京第一～第六 の合計	26	56	175	1		176	232	6	24	127	4	21	182	23	31	63	65	50	
	27	50	142	2		144	194		8	108	24	11	1	152	30	42	45	32	32
	28	42	142			142	184		9	108	2	25	1	145	33	39	34	34	39
	29	39	167	2		169	208		2	109	1	71		183	78	53	40	11	25
	30	26	151	1		152	178	1	58	3	61	2	125	20	89	10	6	53	
東京第一	26	6	36			36	42		7	14	1	10		32		3	17	12	10
	27	10	39	1		40	50		3	13	1		1	18	2	4	7	4	12
	28	32	16			16	48		2	15	1	20		38	2		1	30	5
	29	10	28	1		29	39		1	20	1	12		34	15		9	9	5
	30	6	22			22	28			7	2	4		13		2	5	6	15
東京第二	26	9	24			24	33		5	13	2			20		15	5		13
	27	13	21	1		22	35			26	5	2		33	4	7	13	8	12
	28	2	13			13	15			10	1	1	1	13	3	8	2		2
	29	2	22	1		23	25		1	13		8		22	12	4	5	1	3
	30	3	30			30	33	1		10		14		25	2	22	1		8
東京第三	26	7	23			23	30		4	19				23	3	10	9	1	7
	27	7	20			20	27		1	20	3	2		26	3	7	10	6	1
	28	1	26			26	27		1	20				21	1	10	10		6
	29	6	19			19	25			18		4		22	11	11			3
	30	3	24			24	27			9		12	2	23	7	13	3		4
東京第四	26	10	41	1		42	52		4	29	1	4		38	7	5	4	22	14
	27	14	14			14	28			19	3	1		28	1	4	4	13	12
	28	5	28			28	33		5	13				13	2	5	7	4	15
	29	15	31			31	46			28		14		42	13	12	16	1	14
	30	4	26			26	30			10	1	17		23	7	21			2
東京第五	26	16	22			22	38	6	2	25		4		37	4	5	9	19	11
	27	1	23			23	24		3	10	10			23	10	11	2		11
	28	1	41			41	42		1	36		2		39	22	9	8		13
	29	3	34			34	37			13		18		31	10	18	3		6
	30	6	29			29	35			10		4		19	2	11	1		21
東京第六	26	8	29			29	37		2	27		3		32	9	8	9	6	5
	27	5	25			25	30		1	20	2	6		29	10	9	9	1	4
	28	1	18			18	19			14		2		16	3	7	6		3
	29	3	33			33	36			17		15		32	17	8	7		4
	30	4	20	1		21	25			12		10		22	2	20			3
立 川	26	15	18			18	33		1	23	2			26	3	2	6	15	7
	27	7	32			32	39		2	21	2			25		2	11	12	14
	28	14	30	2		32	46			28	2	1		31	6	5	5	14	15
	29	15	27	1		28	43			23	1			24	4	2		18	19
	30	19	13		2	15	34		1	22	1	1		25	1	2	3	19	9
東京地裁管内 7検審総合計	26	71	193	1		194	265	6	25	150	6	21		208	26	33	69	80	57
	27	57	174	2		176	233		10	129	26	11	1	177	30	44	56	44	56
	28	56	172	2		174	230		9	136	4	26	1	176	39	44	39	48	64
	29	54	194	3		197	251		2	132	2	71		207	82	55	40	29	44
	30	45	164	1	2	167	212	1	1	80	4	62	2	150	21	91	13	25	62

(注) 「建議勧告件数」欄は件数建てによる事件数であり、その他の欄はすべて被疑者数による延べ人員である。

第1表の2 第2段階の審査(法第41条の2による審査)

東京第一～第六・立川検察審査会

庁 名	年 度	審 査 開 始	既 済			審 査 期 間					審 查 中
			起 訴 議 決	起 訴 議 決 に 至 ら ず	そ の 他	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	1え 年 る をも 超 の	
東京第一～第六 の合計	26										
	27	3	3						3		
	28										
	29										
	30										
東京第一	26										
	27										
	28										
	29										
	30										
東京第二	26										
	27										
	28										
	29										
	30										
東京第三	26										
	27										
	28										
	29										
	30										
東京第四	26										
	27										
	28										
	29										
	30										
東京第五	26										
	27	3	3						3		
	28										
	29										
	30										
東京第六	26										
	27										
	28										
	29										
	30										
立 川	26										
	27										
	28										
	29										
	30										
東京地裁管内 7検審総合計	26										
	27	3	3						3		
	28										
	29										
	30										

(注) 審査期間は、公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けた日、又は起訴を相当とする議決の副本を検察庁に送付した日から3月(又は最長で3月の延長)を経過した日から数える。

第2表 罪名別新受人員数(平成30.1.1～平成30.12.31)

東京第一～第六・立川検察審査会

順位	罪名	東京第一～第六の合計							立川	管内検審合計(人)
			第一	第二	第三	第四	第五	第六		
1	殺人、自殺関与及び同意殺人	19		9	4	6				19
2	傷害、同致死	11	6	3			1	1	3	14
3	詐欺	10		3	4	2		1		10
4	文書偽造	5			4		1		2	7
5	暴行	3		1			1	1	3	6
6	強制わいせつ、強制性交等、同致死傷等	3	2		1				2	5
	過失致死傷	5	2				2	1		5
7	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	4			1		2	1		4
8	脅迫、強要	2		1	1				1	3
	業務上横領	3		2				1		3
9	特別公務員暴行陵虐、同致死傷	2			1	1				2
	名誉毀損、侮辱	2							2	2
	信用毀損及び業務妨害	2					2			2
	背任	2				2				2
	自動車運転過失致死傷	1						1	1	2
	政治資金規正法	2		2						2
	ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	1			1				1	2
10	住居侵入等	1				1				1
	虚偽告訴等	1					1			1
	重過失致死傷	1				1				1
	窃盜	0							1	1
	恐喝	1					1			1
	毀棄、隠匿等	0							1	1
	公職選挙法	1				1				1
	国家公務員法	1						1		1
合計		83	10	21	17	14	11	10	15	98

- (注) 1. 特別法犯の罪名は違反に係る法令の名称による。
 2. 順位「6」の「強制わいせつ、強制性交等、同致死傷等」には、平成29年法律第72号による改正前の「強かん、強かん等致死傷」(177条～179条、181条)を含む。

第3表

起訴相当・不起訴不当事件の事後措置等 (平成21.5.21～平成30.12.31)

処理区分 議決年度	議 決 の 趣 旨	起訴相当事件等							検察官の事後措置					起 訴 さ れ た 人 員 A + B	東京第一～第六・立川検察審査会 裁判結果(第一審)							
		原不起訴処分の理由							公 訴 提 起	不 起 訴 維 持	合 計	公 訴 提 起	不 起 訴 維 持	合 計	有罪				結 果 未 通 知	合 計		
		起 訴 猶 予	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 不 し し	嫌 疑 不 す ず	罪 と な ら	そ の 他	合 計							A	B	刑 金	罰 則	刑 の 免 除			
合 計 H21.5.21 ～H30.12.31	起訴相当	4	7					11	27%	73%		11	4	14	(2)	4	6			10	1	11
	不起訴不当	44	57	18				119	6%	94%	2	121										
H21.5.21 ～H25.12.31	起訴相当	3	1					4	2	2		4	1	9	(1)	3	5			8	1	9
	不起訴不当	35	29	16				80	6	74		80										
平成26年	起訴相当		6					6		6		6	3	6	(1)	1	1			2		2
	不起訴不当	1	22	2				25	2	23		25										
平成27年	起訴相当																					
	不起訴不当	4	5					9		9		9										
平成28年	起訴相当																					
	不起訴不当	3	7					10		10		10										
平成29年	起訴相当																					
	不起訴不当	2						2				2										
平成30年	起訴相当	1						1	1			1		2	(1)	1	1			2		2
	不起訴不当	1						1	1	2		3										

() 内は、執行猶予が付されたもので内数である。

- (注) 1. この表は、当該年度に起訴相当又は不起訴不当の議決があった事件についての、原不起訴処分の理由と、当該事件について、その後、検察官が執った事後措置及び第一審裁判所の裁判結果等を記載したものである。
2. *起訴相当と議決された被疑者は3名であったが、第一段階の審査（検察官の不起訴維持まで）では、2件の事件が併合されていたため、統計上の被疑者数は6名と計上した。第一段階の審査以後は、結計上の被疑者数は、審査開始時の被疑者数である3名であった。